

【中東アフリカ IP 情報】 UAE アブダビ経済開発局とマスダールとのマスダールシティフリーゾーン内の消費者保護、商標及び標章の管理・検査に関する合意

2021年4月6日
ジェトロ・ドバイ事務所

2021年4月5日、アブダビ経済開発局(ADEED : Abu Dhabi Department of Economic Development)とマスダール(Masdar)とは、マスダールシティフリーゾーン¹内の消費者保護、商標及び標章の管理・検査に関する合意に署名したことを発表した。

この合意に基づき、ADEED は、マスダールから付託される苦情を処理し、マスダールのフリーゾーン内で営業している営利企業に関する消費者からの苦情を受け付けることになる。さらに、合意では、行政措置についても規定しており、ADEED は苦情を参照し、マスダールが罰則を科したり、調停を行うように勧告するであろう。苦情がマスダールのフリーゾーン内の企業に関するものである場合には、差し止め、事件報告、調停勧告、違反レポートはマスダールによって行われる。ただし、苦情がフリーゾーンに位置する支社や ADEED が管轄する場所に位置する本社に関するものである場合には、苦情処理は、直接、本社に対して行われることになる。また、マスダールは、ADEED の勧告に基づき、違反施設の一時的な閉鎖の決定を命じることができるようになる。

なお、アラブ首長国連邦(UAE)は7つの首長国から構成される連邦であり、商標登録は連邦単位で行うが、商標権侵害などに関する法執行権限は各首長国の関係当局が有している。大分部の首長国においては、各首長国の経済開発局が市場での取り締まり権限を有しているが、UAE 内の様々なフリーゾーン内における法執行権限については、どの関係当局が有しているのかが必ずしも明確ではない。そのような中で、ドバイ経済開発局がドラゴンマートに、アジュマン経済開発局がアジュマンチャイナモールにおける商標権侵害などについて関与することができる²が、この合意はこれに続くものであろう。

－ UAE 国営通信(WAM)による発表は、以下参照 －

<https://wam.ae/en/details/1395302924459>

(了)

¹ <https://masdarcityfreezone.com/en/masdar-city-free-zone>

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202007.pdf